

千葉県難病相談支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 千葉県難病相談支援センター事業（以下、「事業」という。）は、療養生活環境整備事業実施要綱（平成27年3月30日健発0330第14号）に基づき、地域で生活する難病の患者及びその家族等（以下「難病の患者等」という。）の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、難病の患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病の患者等のもつ様々なニーズに対応し、地域の関係機関と連携した支援対策を一層推進することを目的とする。

(実施体制)

第2条 事業の実施主体は千葉県（以下「市」という。）とし、市は千葉県難病相談センター（以下「センター」という。）を設置する。

(事業内容)

第3条 センターで行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 難病の患者等からの電話及び面接相談の実施
- (2) 難病の患者への就労支援
- (3) 難病に関する講演・研修会の開催
- (4) 地域交流活動の開催及び難病の患者等が実施する地域交流活動への支援
- (5) 難病に関する情報の収集及び提供
- (6) 医療機関に対する技術的支援
- (7) 社会福祉施設からの要請に応じた介護上の指導、助言等
- (8) 前各号に掲げるものの他、本事業の目的を達成するために必要な事業

第4条 市は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第28条第2項に基づき、事業の全部を難病の患者の治療及び医療相談等実績のある法人等に委託して実施する。

2 市は、事業の計画作成及び事業評価に関与し、センターの運営に必要な措置を講ずるものとする。

(事業の運営等)

第5条 第4条の規定により事業の委託を受けた法人等（以下「委託法人等」という。）は、事業を次により行うものとする。

- (1) センターの運営を適正に行うため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 年次計画を作成し、事業を計画的に実施するとともに、事業年度の終了後は実施事業の評価を行い、事業運営の継続的な改善に努めることとする。
- (3) 難病の患者等への支援は、その特性から医療とのかかわりが多く、医療・保健に関する専門的知

識・支援技術が求められることから、必要な知識・経験等を有している難病相談支援員を1名以上置くものとし、そのうち1名は、原則として保健師又は地域ケア等の経験のある看護師を置くものとする。

(4) 第3条第2号の事業を行う場合は、就労支援担当職員を置くものとする。

(対象経費等)

第6条 事業の実施に係る対象経費及び事業費限度額は、別表のとおりとする。

(個人情報の保護)

第7条 事業に従事する職員は、利用者のプライバシー・個人情報の保護に十分配慮するとともに、正当な理由がなく、事業を通じ知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(報告)

第8条 委託法人等は、毎事業年度終了後の実績報告書、その他市長が必要と認める書類を、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(その他)

第9条 委託法人等は、市及び医療機関等の関係機関との連携の構築・強化に努めることとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

千葉県難病相談支援センターの事業委託に係る対象経費等

対象経費	事業費限度額
事業を実施するために必要な人件費、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、食糧費）、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で、別途定める（事業費限度額は消費税額を含む。）。